

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、地質学・地球科学に関する知的探究や啓発活動を通じて、地球環境問題や自然防災、地学教育などに関する幅広い社会的問題への貢献を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1 会員の研究を支援する活動
 - 2 会員の研究成果の発表・出版を支援する活動
 - 3 会員の地球科学・地質学に関する専門知識の普及活動
 - 4 地球科学・地質学に関する交流事業
 - 5 その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 一般会員 この法人の活動に参加するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (4) 院生・学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学院生及び学生・生徒

(入会)

第7条 会員は地球科学・地質学に関する知的探究や啓発活動を行う者、あるいはそれに関心を有する者とする。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とし、また若干数を専務理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 5 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 28 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 14 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 IT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の総会と同等の環境が用意される場合、正会員はオンラインにより総会に出席し、表決することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、第 25 条第 2 項、第 27 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 27 条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 30 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に 理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なく とも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 IT・ネットワーク技術を活用することによって、實際上の理事会と同等の環境が用意される場合、理事はオンラインにより理事会に出席し、表決することができる。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面 又は電子メールをもって表決することができる。

- 4 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 48 条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、インターネット上のこの法人のホームページへの掲載による電子公告とする。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 前田 仁一郎 副理事長 嵯峨山 積 理事 君波 和雄

- 同 宮下 純夫
- 同 岡孝雄
- 同 中川充
- 同 関根 達夫

監事 在田 一則 同 宮坂 省吾

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2016 年 9 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定める ところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2016 年 9 月 30 日 までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 0 円 年会費 6,000 円
- (2) 一般会員 入会金 0 円 年会費 5,000 円
- (3) 賛助会員 入会金 0 円 年会費 1 口 2,000 円 5 口以上
- (4) 院生・学生会員 入会金 0 円 年会費 1,000 円

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規等 (更新 2025 年 5 月 17 日)

目次

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規に関する申し合わせ	1
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの管理・運営に関する内規	2
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの幹事と幹事会に関する内規	2
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの会費に関する内規	2
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが共催、後援および協力を行う場合の内規	2
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが他の営利団体等と収益を伴う事業を行う場合の内規	4
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの収益の配分に関する内規	5
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの名義使用等に関する申し合わせ	5
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターロゴ使用内規	5
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターのロゴを付けた名刺作成に関する内規	6
「総合地質」編集委員会の構成に関する内規	6

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規に関する申し合わせ

第 1 条 理事会は特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの定款の定める範囲において、必要に応じて内規を作ることができる。

第 2 条 理事会による決定の後、理事長は速やかに会員に通知するとともに、直近の総会に報告するものとする。

付記:この申し合わせは 2016 年 5 月 14 日から運用され、2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの管理・運営に関する内規

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの正会員は北海道総合地質学研究センター研究員もしくはシニア 研究員となる。

第 2 条 北海道総合地質学研究センターの正副センター長に正副理事長を充てる。

第 3 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために、理事会の下に部門を置く。

第 4 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために置く部門の責任者は理事が務める。

第 5 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために置く部門とその責任者は理事会が決定する。

2 理事会による決定の後、理事長は速やかに会員に通知するとともに、直近の総会に報告するものとする。

附則 この内規は 2016 年 5 月 14 日開催の理事会で決定され、2016 年 6 月 14 日開催の臨時総会で承認された。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの幹事と幹事会に関する内規

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの円滑かつ迅速な運営のために理事長は正会員の中から若干名の幹事を指名し、正副理事長および専務理事と幹事からなる幹事会を設置する。

第 2 条 理事長は幹事の指名を速やかに会員に通知するとともに、直近の総会に報告するものとする。

附則 この内規は 2016 年 10 月 2 日から運用される。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの会費に関する内規

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの会費は事業年度毎に納入することになっているが、新規入会者の場合、入会時期によっては 1 年分の会費の納入が合理的ではないと考えられる場合がある。その場合には正副理事長および専務理事の議論を経て、理事長の判断で初年度の会費の額を半額にすることができる。

附則 この内規は 2018 年 4 月 1 日から運用される。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが共催、後援および協力を行う場合の内規

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター（以下、本法人と呼ぶ）が他の非営利法人等の非営利団体（以下、他の法人等と呼ぶ）と共同で事業を主催する場合（以下、共催と呼ぶ）、他の法人等の事業を後援する場合（以下、後援と呼ぶ）、他の法人等の事業に協力する場合（以下、協力と呼ぶ）の指針を以下に定める。

第 1 条 共催、後援、協力の定義は以下の通りである。

(i) 共催

他の法人等と当該事業の全て（企画から終了まで）について共同で実施するもの。当該事業の内容、収支を含む事業の全体に、共催する他の法人等と同等の責任を有する。

(ii) 後援 他の法人等が主催する事業の一部または全体について、主催する他の法人等からの依頼に基づいて援助するもの。収支を含む事業の一部または全体に対し、主催する他の法人等と同等の責任を有しない。後援事業における本法人の事業範囲は、その後援に関わることに限定される。

(iii) 協力 他の法人等が主催する事業について、主催する他の法人等からの依頼に基づいて、主に本法人の構成員を他の法人等に紹介する等の協力を行うものである。本法人の事業の範囲は本法人の構成員の紹介までであり、この事業に対する一切の責任義務を有しない。

第 2 条 本法人が共催、後援、協力を行うには、その事業が社会的コンプライアンスに則ったものであり、また特定非営利活動促進法第 2 条、第 3 条、第 12 条などが定める特定非営利活動法人の要件（資料を参照）と本法人の定款、設立趣旨、基本的な考え方、内規などに抵触しないことが必要である。

第 3 条 本法人の社会的・法的責任の適正な遂行を確保するため、本法人が共催、後援、協力を行う他の法人等は次の要件を満たすことを必要とする。

(i) 法人格を有する団体であることが望ましいが、任意団体である場合には、その団体の代表者、所在地、連絡先等が明確であること。

(ii) その事業遂行能力において問題がないと判断されるものであること。

(iii) 特定非営利活動法人の主な要件（資料を参照）に抵触しないこと。

(iv) 暴力団、または暴力団やその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。

第 4 条 共催、後援、協力を行う際には他の法人等との間の利益相反について最大限の注意を払う必要がある。

第 5 条 共催、後援、協力を行う際の手順などは以下の通りである。

(i) 共催 本法人が事業の企画を開始し、他の法人等に共催を依頼する場合と、他の法人等から本法人に依頼がある場合が想定される。ともに正副理事長および専務理事の議論を経て、理事長が決定し、速やかに会員に通知するとともに、直近の理事会に報告するものとする。

(ii) 後援 他の法人等からの文書による依頼に基づき、正副理事長および専務理事の議論を経て、理事長が決定し、速やかに会員に通知するとともに、直近の理事会に報告するものとする。

(iii) 協力 他の法人等からの文書による依頼に基づき、正副理事長の討論を経て、理事長が決定し、直近の理事会で報告するものとする。

(iv) 他の法人等が本法人に対し、共催、後援、協力を依頼する際の書式を用意する。

(v) 後援の場合にはその事業の終了後に他の法人等に報告書の提出を求めることを原則とする。

附則 この内規は 2018 年 10 月 13 日から運用される。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

資料:特定非営利活動促進法などが定める特定非営利活動法人の主な要件

- (i) 不特定かつ多数の者の利益に寄与することを目的とし、特定の個人や法人、団体の利益を目的として 事業を行わないこと
- (ii) 営利を目的としないこと.
- (iii) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (iv) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的としないこと
- (v) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としないこと

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが他の営利団体等と
収益を伴う事業を行う場合の内規

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター（以下、本法人と呼ぶ）が営利法人等の営利団体（以下、営利法人等と呼ぶ）から依頼を受けて収益を得る事業を行う際の指針を以下に定める。

第 1 条 本法人が営利法人等と事業を行うには、その事業が社会的コンプライアンスに則ったものであり、また特定非営利活動促進法第 2 条、第 3 条、第 12 条などが定める特定非営利活動法人の要件（資料を参照）と本法人の定款、設立趣旨、収益を伴う事業に関する基本的な考え方、および関連する内規などに抵触しないことが必要である。

第 2 条 本法人の社会的・法的責任の適正な遂行を確保するため、本法人が事業を共同で行う営利法人等は次の要件を満たすことを必要とする。

- (i) 法人格を有する団体であることが望ましいが、任意団体である場合には、その団体の代表者、所在地、連絡先等が明確であること。
- (ii) その事業遂行能力・責任能力において問題がないと判断されるものであること。
- (iii) 特定非営利活動法人の主な要件（資料を参照）に抵触しないこと。
- (iv) 暴力団、または暴力団やその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。

第 3 条 事業を行う際には他の営利法人等との間の利益相反について最大限の注意を払う必要がある。

第 4 条 手順などは以下の通りである。

- (i) 形態 本法人が事業の企画を開始し、営利法人等に提案する場合と、営利法人等から本法人に依頼があった場合が想定される。
- (ii) 契約締結の判断は正副理事長および専務理事の議論を経て、理事長が行い、直近の理事会で承認を得るものとする。
- (iii) 契約は文書によって行われ、本法人と営利法人等の両者の権利と義務等を記入するものとする。

附則 この内規は 2018 年 10 月 13 日から運用される。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの収益の配分に関する内規

第 1 条 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが実施した事業において収益を得た場合、その収益から必要経費を差し引いた後の残金を特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターと役務等を提供した会員個人に対し、合理的に配分する。その配分方法は別途定める。

附則 この内規は 2018 年 10 月 13 日から運用される。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの名義使用等に関する申し合わせ

1. 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが他法人等から依頼されて報酬を伴う役務等に会員を推薦した場合、その会員が得た報酬は会員個人の収入ではあるが、特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターがこの過程で果たした役割を考慮し、その会員の得た収入の内の 20% 程度を会員が任意に特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターに寄付することが期待される。しかし、何ら強制するものではない。
2. 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが法人として関与しない事業等において、会員が特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター構成員の肩書きで役務等を提供し、報酬を得た場合、その会員が得た報酬は会員個人の収入ではあるが、その会員の得た収入の内の 10% 程度を会員が任意に特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターに寄付することが望ましい。しかし、何ら強制するものではない。

附則 この申し合わせは 2018 年 10 月 13 日から運用される。6

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターロゴ使用内規

第 1 条 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター(以下「本研究センター」という)のロゴに 関し必要な事項を定める。

第 2 条 本研究センターのロゴは別図のとおりとする。

第 3 条 ロゴの使用は、本研究センターの品位・利益を損なわないものであることが必要である。

第 4 条 本研究センター構成員はロゴの使用を許可される。

第 5 条 本研究センター構成員以外の者がロゴを使用しようとする場合は、理事長の許可を得なければならない。

第 6 条 理事長は、以下の各項に該当すると認めたときは、ロゴの使用を許可しないものとする。

- (i) 本研究センターの名誉を傷つけ、またはそのおそれのあるとき。
- (ii) 特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがある場合。
- (iii) 別に定めるロゴのデザインと異なるとき。
- (iv) その他、理事長が適当でないと認める場合。

第 7 条 理事長は、ロゴの使用の許可の後にそのロゴの使用が第 3 条に抵触または第 6 条の各項に該当すると認めたときは、その使用の許可の取り消しまたは使用の停止を含む措置をとることができる。

第 8 条 この内規に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規定は 2019 年 9 月 21 日から運用される。8

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターのロゴを付けた名刺作成に関する内規

第 1 条 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター(以下「本研究センター」という)の役員等 が公式に使用する名刺 (以下「公式名刺」) には本研究センターのロゴを付けるものとする。

第 2 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この規定は 2025 年 5 月 17 日から運用される。

「総合地質」編集委員会の構成に関する内規

第 1 条 「総合地質」の編集にあたる編集委員会を置く。

第 2 条 編集委員会には正副の編集委員長をおく。編集委員長は理事の中から選任される。

第 3 条 理事長は副理事長および専務理事と理事長指名の若干名の会員との協議を経て、編集委員長と副編集委員長を選出し、速やかに会員に通知するとともに、直近の理事会に報告する。

第 4 条 編集委員長は副編集委員長と協議し、専門分野などを考慮して編集委員の選出を行い、決定後は速やかに会員に通知するとともに、直近の理事会に報告する。

附則 この内規は 2020 年 6 月 14 日から運用される。